

## 3月15日から公共施設の利用予約がインターネットで登録できるようになります

公共施設の利便性向上と事務処理の効率化および新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、パソコンやスマートフォンなどでインターネットに接続し、公共施設の空き状況の確認や予約登録ができるようになります。

### 【行田市公共施設予約システム】

(3月15日(火)午前8時30分からホームページ公開)  
<https://gyoda.shisetsu-info.jp>



### ▶予約登録ができる施設および開始日

施設名	開始日	問い合わせ	施設名	開始日	問い合わせ
コミュニティセンターみずしろおよびみずしろ分館	3月18日(金)	コミュニティセンターみずしろ ☎554-6797	体育施設	6月1日(水)	行田グリーンアリーナ ☎553-3377
VIVAぎょうだ		VIVAぎょうだ ☎556-9301	はにわの館	予約状況の確認のみ ※予約登録不可	はにわの館 ☎559-4599
商工センター		商工センター ☎553-0510	各地域公民館		中央公民館 ☎556-2649
産業文化会館		産業文化会館 ☎556-6371			
中央公民館「みらい」	4月2日(土)	中央公民館 ☎556-2649			

**▶利用方法** 予約登録を行うには、事前に利用者登録が必要になりますので、次の方法で利用者登録手続きを完了してください。登録したログイン名とパスワードを利用して行田市公共施設予約システムにアクセスすることで予約登録ができます(未登録の場合でも空き状況の確認可)。

### 各施設窓口で利用者登録する場合(3月1日(火)から手続き開始)

各施設で配布している「行田市公共施設予約システム利用者登録申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を持参して各施設の窓口で手続きしてください。

### 行田市公共施設予約システムから利用者登録する場合(3月15日(火)から手続き開始)

行田市公共施設予約システムにアクセスして利用者登録を行ってください。初回の施設利用時に本人確認書類の提示をお願いします。

### 【利用者登録区分】

- 個人登録 ・市内個人⇒住所が市内 ・市外個人⇒住所が市外
- 団体登録 ・市内団体⇒2人以上で団体所在地が市内 ・市外団体⇒2人以上で団体所在地が市外
- ※代理の場合は、利用登録者および代理人の両方の本人確認書類(写し可)が必要です。
- ※団体登録するには、代表者の本人確認書類および構成員の氏名、住所、電話番号が必要です。

### ▶注意事項

- ・予約登録や予約方法は、各施設で異なりますので、各施設ホームページをご覧ください。
- ・予約が完了しても、利用許可が決定したわけではありません。予約完了後、各施設の手続き方法により、利用許可申請などを必ず行ってください。
- ・窓口や電話での予約も可能ですが、事前の利用者登録が必要となります。また、施設によってはこれまでの予約方法が変更になっている場合がありますので、必ず各施設へ問い合わせください。

▶問い合わせ 生涯学習スポーツ課スポーツ振興担当(内線5317)

## 令和4年度 行田市奨学生を募集します

市では、学資金の一部を奨学資金として支給します。

▶**受給資格** 次の①～④の要件を全て満たしている方

- ①市内に6カ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方
- ②正規の修学年限の勉学に耐えられる方
- ③修学の意欲があるものの経済的な理由により修学が困難な方
- ④同種の奨学資金を受けていない方

▶**給与金額** 月額10,000円

▶**願書に添付する書類**

- ・奨学生願書
- ・奨学生調書(前学年の内容のもの)
- ・在学証明書(令和4年4月1日以降のもの)
- ・住民票謄本(令和4年4月1日以降のもの)
- ・収入のある同居の家族全員分の令和3年分源泉徴収票または確定申告書控、令和4年度市県民税申告書写し(コピー可)のいずれか1つ
- ・同意書

▶**申込期間** 4月1日(金)～25日(月)

▶**その他** 受給者は、奨学生選考委員会で選考します(成績や所得などの要件あり)。

▶**申し込み・問い合わせ** 教育総務課総務担当 ☎556-8311

## 国民健康保険の届け出はお早めに

就職などにより職場の健康保険に加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出ください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず届け出をお願いします。届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

### ▶届け出に必要なもの

【国民健康保険加入の場合】

- ・社会保険資格喪失証明書または被扶養者資格喪失証明書、退職証明書、離職票のいずれか1つ
- ・年金手帳(20歳～59歳の方)
- ・顔写真付き本人確認書類
- ※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、年金手帳、通帳などの書類2つ以上
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と加入する方全員分)

【国民健康保険脱退の場合】

- ・新しい健康保険証と国民健康保険証(脱退する方全員分)
- ・顔写真付き本人確認書類
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と脱退する方全員分)

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

## つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間** 3月24日(木)～4月19日(火)

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

### ▶その他

つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)です。※面接は要予約

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当(内線262)

